

【引継ファイル】

3月の役員会にご持参下さい！

班長さんの手引き

青木平区 自治会

初 版：2018年3月11日

改定1：2019年3月20日

改訂2：2023年4月 1日

目 次

はじめに	3
班長さんの主なお仕事について	3
1. 回覧板等による班員相互の連絡に関すること。	3
2. 班会議の開催について	4
3. 役員会への出席について	4
4. 新たな入居者があった場合について	4
5. 退会者が出た場合について	5
6. ゴミ集積所の清掃当番について	5
7. 中央公園及び区民館の清掃当番について	5
8. 会員宅にご不幸があった場合の連絡等について	6
9. 春、秋の一斉清掃について	6
10. 防災について	6
11. 区費の納入について	6
12. 区民館の利用と、予約について	8
13. 富丘地区社会福祉活動への参加について	8

はじめに

平素より青木平区自治会活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度は班長に就任され、お手数をおかけ致しますが青木平区の自治会活動にご理解と、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

1年間ではありますが、青木平区をより住みやすい地区とするためご尽力頂きたく、重ねてお願い申し上げます。

班長さんの主なお仕事について

1. 回覧板等による班員相互の連絡に関すること。

1) 回覧板は、町内会長より月 2～3 回の頻度で回覧板資料が届けられます。

回覧・配布資料は概ね以下の表の通りです

回覧依頼元	配布種別	配布文書名
青木平区	回覧・全戸配布	役員会議事録・行事案内・防災訓練関連など
富士宮市	回覧・全戸配布	広報富士宮・明るいまち・地域安全ニュース ふじあざみ・確定申告会場のお知らせなど
小中学校	回覧	ひいらぎ・けやき・古紙回収など
富丘交流センターまつり 実行委員会	回覧・全戸配布	富丘交流センターまつり案内・ひいらぎ
富丘地区社協	全戸配布	富丘地区社協だより

2) 届けられた複数の資料を回覧ルート毎にまとめ、回覧を開始します。

3) [回覧の順序は回覧順序表を作成](#)し、回覧板に張ります。一番最後が班長になるよう順番を決めてください。

(回覧順序表)

(2018)年度		回覧確認の日付							
1	班長発	1/22	/	/	/	/	/	/	/
2	Aさん	1/23	/	/	/	/	/	/	/
3	Bさん	1/23	/	/	/	/	/	/	/
4	Cさん	1/25	/	/	/	/	/	/	/
(省 略)									
15	班長戻り	1/31	/	/	/	/	/	/	/

- 4) 回覧とは別に、全戸配布資料があります。全戸配布資料は、テープ付 A4 透明 OPP 袋等に入れ、配布先のポスト等に入れてください。透明袋に資料を入れておけば、雨が降っても安心です。

2. 班会議の開催について

今まで定例班会議として年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）の開催をお願いしていましたが、班会議そのものの目的や、必要性を改めて見直してみると、班会の運営が班長にとって大きな負担となり、また、班員同士の意見の相違により班のまとまりを阻害する要因となってしまうことも危惧されます。

そこで、年 4 回と定めた方針を変更し、班会開催の事例を以下のように紹介します。

- ① 役員の交代または変更が生じる場合
- ② 新たな入居者があった場合は、できるだけ班内で紹介をお願いします。
- ③ 班内の親睦会や交流会をできるだけ行ってください。

3. 役員会への出席について

役員会は毎月 1 回 原則第 2 日曜日 午後 7 時:00 分より区民館の 2 階で開催されます。

都合により、出席できない場合は代理の方に出席をお願いして下さい。

* 防災委員もしくは副班長さんなど

役員会の開催日時は添付資料の『青木平区 行事カレンダー』または、定例総会資料の掲載されている『青木平区 行事カレンダー』をご確認ください。

4. 新たな入居者があった場合について

班に新たな入居者があった場合は、『自治会加入』についてお話し、必要であれば班員への挨拶回りにご同行願います。

また、自治会へ加入する場合は町内会長に連絡し、以下の資料を受け取って下さい。

- 1) 自治会への入会にあたり、次の項目について町内会長に報告願います。
 - (a) 会員氏名 ふりがな

(b) 住所

(c) 電話番号

2) 『青木平区緊急時・災害時安否確認会員台帳』

町内会長から用紙を受け取り、ご本人に記入して頂き、町内会長に提出して下さい。＊添付資料『青木平区 緊急時・災害時安否確認 会員台帳』を参照下さい

3) 『青木平くらしのガイド』

4) 『定例総会資料』

5) 『ゴミの正しい分け方・出し方』小冊子

6) 『ゴミ収集日程表（金曜日収集コース）』

7) 『班の会員名簿』 班長さんがコピーし、用意して下さい。

5. 退会者が出た場合について

班から退会者が出た場合は、以下の手続きをお願い致します。

- 1) 自治会へ残るようお話をし、どうしても退会を希望する場合は、退会の理由を聞き、町内会長に報告して下さい。
- 2) 転出か退会かの別を報告願います。
- 3) 『ゴミ集積所継続使用に関する同意書』を町内会長から受け取り、記入して頂きかつ、ゴミ集積所の年間使用料 5,000 円を受け取り、区費を納める時に本部会計にお渡しください。添付資料の『ゴミ集積所継続使用に関する同意書』を参照下さい。

6. ゴミ集積所の清掃当番について

『青木平くらしのガイド』35 ページを参照願います。

- 1) 他の班長さんより清掃当番表のコピーを頂いたら、自分の班の当番表を作成します。
- 2) 『青木平くらしのガイド』36 ページを参照下さい。
当番表を作成したら、班員のみなさんに配布し、清掃当番日の予定に支障が無いことを確認してください。
- 3) 清掃当番表の各班員の日程が確定しましたら、清掃当番表のコピーを次の清掃当番の班長さんお渡し下さい。
次に担当する班は、清掃を担当する集積所に掲示してあります。
ルール違反ゴミの処理については、『青木平くらしのガイド』33 ページを参照願います。

7. 中央公園及び区民館の清掃当番について

『青木平くらしのガイド』41 ページを参照願います。

8. 会員宅にご不幸があった場合の対応と連絡について

会員宅にご不幸があった場合は、ご家族に葬儀の予定をお聞きし『訃報のお知らせ』に必要事項を記載し、班員のみなさん及び町内会長にお知らせください。

親族だけで行う「家族葬」の場合は、ご家族の意向をお聞きし町内会長にはお知らせください。

なお、『班長引継ぎ事項 訃報電話連絡の廃止について』の資料も参照願います。

9. 春、秋の一斉清掃について

- 1) 富士宮市内一斉に行われる清掃活動は春と秋に行われます。
春（4月中旬）に行われる富士宮市生活環境課が主催する『第〇回 清掃運動』の時は、ゴミ集積所のペンキ塗りが行われますので、班の中から1名、担当者を選出願います。秋はペンキ塗りはありません。
- 2) 班が受け持つ清掃が終了したら、班長さんは第2ゴミ集積所（南側）に集合し、清掃活動で出たゴミの仕分けを行います。
- 3) 従来、一斉清掃活動に参加できなかった方々から出不足金として1,000円の徴収を行っていましたが、2018年2月11日に開催された役員会で規約変更が承認され、出不足金1,000円の規定は廃止されました。添付資料の『班長引継ぎ事項 一斉清掃の出不足金規定の変更』を参照願います。

10. 防災について

- 1) 班の周りにある消火栓や防火水槽の位置を確認しておきましょう。
『青木平くらしのガイド』の14・15ページを参照ください。
- 2) 防災機材操作訓練は2ヶ月に1回の頻度で回ってきます。訓練対象は防災委員となりますが、都合が付く時はなるべく参加をお願い致します。
添付資料の『青木平区 行事カレンダー』を参照願います。
- 3) 8月及び12月に行われる防災訓練に際し防災委員を対象に、防災訓練説明会を実施しています。
対象は防災委員となりますが、都合が付く時はなるべく参加をお願い致します。総会資料の掲載されている『青木平区 行事カレンダー』を参照願います。
- 4) 班長さんには班内に在住する『災害時要援護者』の方々のリストをお渡ししています。防災訓練時の声掛けや『見守り活動』の対象者として班内で情報を共有して下さい。

11. 区費の納入について

- 1) 区費納入は、現金で班長から会計へ指定日に納入致します。改定1

- 2) 区会計より『会費納入明細表』は7月及び1月の役員会で班長さんに配布されます。
 ＊添付資料『会費納入明細表』を参照下さい。
- 3) 『会費納入明細書』には区費納入世帯数分を記入し、及び納入実績のある非会員から集金したゴミ集積所使用料を合算し、領収金額総計欄に金額を記入して下さい。
 月により、区費世帯数は増加減がありますので、注意してください。
- 4) 納入実績のある非会員については班長引継事項として次の班長さんへの情報伝達を必ず行ってください。
- 5) 年度初めに納入実績のある非会員に対し、ゴミ集積所の使用料の納付のお願いします。
 添付資料『ゴミ集積所使用料納付のお願い』を配布し、支払いのお願いを行いましょう。
- 6) 区費及びゴミ集積所使用料を記入した、『会費納入明細表』と現金を、指定日に区会計に提出します。
 なお、日赤、社協等の協力金は現金で納入して下さい。納入時期は、役員会の中でお知らせ致します。

(募金及び協力金の明細)

時 期	募金・協力金	金額
5 月	緑の羽根募金	100 円/戸
7 月	青木平区 夏祭り協力金	1,000 円/戸
7 月	社会福祉協議会協力金	300 円/戸
7 月	日本赤十字社社費	500 円/戸
10 月	赤い羽根共同募金	300 円/戸
募金・協力金等の年間支払額		1,200 円/戸
区 費 550×12 ヶ月＝		6,600 円/戸

(廃止)

12. 区民館の利用と、予約について

2018年度（平成30年度）から班長さんには区民館の鍵を貸与することとしました。班会議を始め、様々な活動にご利用下さい。

なお、区民館を使用する場合は、区民館入口右側に設置されていますホワイトボードに、予定日を記入し、予約して下さい。

13. 富丘地区社会福祉活動への参加について

青木平区の行事のほか、下記の富丘地区（淀師、淀橋、外神、宮原、大中里、青木、青木平の7区）の行事があります。

富丘地区の一員として、多くの方に参加をして頂きたいと考えています。班長の皆さんには、出来るだけ都合を付けられ参加されることをお願いする次第です。

(a) 『富丘支部合同敬老祝賀会』について

富丘7区合同で行う敬老祝賀会です。班長のみなさんにはサポーターとしてお手伝い頂く事となります。

(b) 『富丘交流センターまつり』について

毎年11月に富丘交流センターで実施される富丘地区のお祭りです。青木平からは地域代表、体育委員、及び保険委員のみなさんのほか、まつり会場準備と片付けなどを班長のみなさんに協力をお願いしています。

なお、『富丘交流センターまつり』の準備と、青木平第2ゴミ集積所周辺の草刈りを町内の持ち回り行事として1町内、2町内で交互に担当します。『青木平区行事及び会議予定表』を参照下さい。

(c) 『三世代ウォーキング』について

毎年12月初旬に実施され、富丘地区周辺を巡るウォーキングです。青木平からは毎年、20名近くの方が参加されています。

班長のみなさんも、地域コミュニケーションの場として、参加をお願い致します。

(d) 小地域ネットワーク『見守り活動』について

富丘地区社会福祉協議会が主催する活動です。高齢化が進行する中、地域の『見守り活動』等の報告や、『認知症サポーター養成講座』など、身近な問題を取り上げ、情報共有を図っています。

青木平の高齢化問題を考える上で、多く班長さんの参加をお願い致します。

今後予想される青木平の人口減少や加速する高齢化の進行に対し、住民一人ひとりが出来ることを探し、行動してることが大切です。

『青木平の将来ビジョン』に掲げた4つの希望の実現に向け、ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

= 20年後もこんな青木平であって欲しい =

- ◆ 自然豊かで『きれいな住宅地』『住んでみたい』地区でありたい。
- ◆ 若者が『楽しく安心して暮らせる』ちくでありたい。
- ◆ 高齢者が生きいき、楽しく暮らせる地区でありたい。
- ◆ 『助け合い、協力しあえる優しい人達』の地区でありたい。

以上